

西田地方保育園
園長 細川優子

新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の見直しへの対応について

令和4年9月7日付けの国の通知により、新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の解除基準が見直し（短縮）されております。

このことについて、児童の対応の扱いを富山市が厚生労働省に問い合わせたところ、この見直しについては一般的なものであり、乳幼児に関しては現在検討中との回答を得たとのことです。

つきましては、国から新たな見解が出るまで、以下の富山市の判断と対応に準じ、当園においても、下記のとおりとすることといたします。

記

1 感染児童への対応児童の状況

児童の症状	対 応
有症状者	<p>基本 発症日を「0日」として、10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、11日目から受入れ可能とする。</p> <p>ただし、次の①～③を全て満たす場合は受入れ可能とする。</p> <p>① 発症日を「0日」として、7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過していること</p> <p>② 2歳以上でマスクを着用した感染予防が可能であること</p> <p>③ 他の児童と別室での保育が可能なこと（玄関やトイレ、手洗い場等の共用部分の一時的な使用は可とする。）</p>
無症状者	検体採取日を「0日」として、7日を経過した場合、8日目から受け入れ可能

〈追記〉

本園では、②にあたる有症状者となった2歳以上（うさぎ組1歳児から対象）のマスク着用が難しいこと、年長児であってもマスクの管理が完全に成されているとは言えず、また子ども同士、子どもと大人の濃厚接触が基本となる保育園で、感染症を完全に予防することは非常に困難な状況と考えます。また、③にあたる病児保育体制が整っていないことや当該児のストレスを考えると、別室での個別の保育が不可能となります。このことから、原則、基本の考えに基づき全園児発症の11日目からの受け入れとします。今後も保護者の皆さまには、罹患が確認された時は今まで通り保育園にご連絡ください。感染拡大を最小限にするため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上